

入 札 説 明 書

令和 8 年 8 月 13 日
新潟県計量検定所

1 調達する物品及び数量

コンパレータ(質量比較器) 1 台

2 調達する物品の仕様等

仕様書のとおり

3 納入期限

令和 8 年 12 月 28 日(月)

4 納入場所

仕様書のとおり

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日(令和 8 年 9 月 2 日)までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
- (3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目の「機械類」の登録を受けている者であること。
- (4) 新潟県内に本社(本店)または営業所等が所在する者であること。
- (5) 本県の「法人県民税」の未納がないことを証明する納税証明書を提出した者であること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (8) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 当該入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

6 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札日に提出する封かんした入札書のほかに、事前に本公告に示した入札参加資格を証明する後記 7 の書類を後記 17 の場所に持参又は郵送で提出しなければならない。
- (2) 入札者は、仕様書及び契約書(案)(以下「仕様書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 入札参加資格を証明する書類等

- (1) 本調達物品の入札に参加を希望する者は、令和 8 年 8 月 28 日(金)午後 5 時までに「入札参加申請書」(別紙 1)と以下の提出書類を後記 17 の場所に持参又は郵送で提出しなければならない。なお、上記期日までに提出書類の提出がされなかった場合は、入札に参加できない。
 - 「応札仕様書」(別紙 2)・・・仕様書の規格品質と同等以上の品であることがわかるカタログ等を添付すること。

- 入札者の前事業年度の本県の「法人県民税」の未納がないことを証明する納税証明書(原本)

なお、この納税証明書は、入札参加資格を証明する書類として提出する日から遡って過去3か月以内に発行されたものであること。(ただし、前記の提出期限日が、前事業年度の申告納付期限より前である場合は、前事業年度の開始の日の前日が属する事業年度の本県の「法人県民税」の納税証明書で差し支えない。)

- (2) 入札参加者は、上記(1)の提出書類について、入札執行日の前日までの間において、説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。
- (3) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否(審査結果)を決定する。審査結果については、令和8年9月1日(火)午後1時以降に後記17に問い合わせること。

8 開札の日時及び場所

令和8年9月2日(水)午前10時 新潟県三条地域振興局2階入札室

9 入札及び開札の方法

- (1) 本人又は代理人が前記8の開札の日時及び場所に参加し、入札書(別添入札書の様式を使用)を提出すること。なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに別添委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載し、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。また、入札に参加する際、次のものを持参すること。
 - 再入札に使用する印鑑
- (2) 入札書は封書に入れ密封し、かつ、封書の表に氏名及び「何月何日入札(件名)の入札書在中」と朱書きすること。
- (3) 前記8の開札の日時及び場所に参加できない場合は、入札書を書留郵便で提出することができる。その場合は、封書の表に「何々入札書在中」と朱書の上、新潟県計量検定所長あて後記17の場所に、開札日時までに到着するように提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 開札をした場合において、入札金額のうち新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第54条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の範囲内の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。なお、書留郵便により入札を行った者については、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記10の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (6) 再入札を行うこととなった場合は、初回入札結果公表後、入札執行職員が口頭で通知した時刻に再入札書を提出すること。なお、初回の入札において無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (7) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。
- (8) 入札会場には、入札者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会職員以外の者は入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札会場に入場することができない。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

- (3) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (4) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (5) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札
- (6) 入札書を郵送する場合において、書留郵便以外によってした入札又は新潟県計量検定所に開札日時までに到着しなかった入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

12 契約書作成の要否

要

13 契約条項

「物品売買契約書(案)」による。

14 暴力団等の排除

- (1) 誓約書の提出

契約の締結に際しては「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。ただし、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

- (2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。詳細は、県のホームページ(下記アドレス)による。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/1353967278060.html>

15 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除する。

- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、契約者が保険会社との間に当県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は落札決定日から起算し過去2年間に、県、国又は他の地方公共団体との契約実績において、前記5(3)の営業種目で、本案件の契約金額以上の契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

16 支払条件

当所が行う検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

17 問い合わせ・郵送先

郵便番号 955-0046 新潟県三条市興野1丁目13番45号

新潟県計量検定所 業務課

電話番号：0256-36-2240 Eメール：ngt051010@pref.niigata.lg.jp

18 その他必要な事項

入札者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。